



同時発表：文化庁

令和5年9月1日
観光庁

文化観光推進法に基づく拠点計画の認定について

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(以下「文化観光推進法」という。)に基づき、6件の拠点計画について大臣認定を行いました。

文化観光拠点施設を中心に、文化についての理解を深める機会の拡大と国内外からの観光客の来訪を促進させ、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出していきます。

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、文化資源保存活用施設の設置者等が作成する拠点計画又は地域計画の申請を本年6月19日(月)～6月21日(水)に受け付け、有識者委員会による審査を経て、拠点計画6件について、主務大臣による認定を行いました。今回の認定で、別紙1のとおり計51件(うち拠点計画35件、地域計画16件)となります。
- 今後、国・地方公共団体・国立博物館等による助言や(独)国際観光振興機構(JNTO)による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等、文化観光を推進するための援助等を行って参ります。本認定に係る詳細は、別紙2をご覧ください。
- 次回の申請受付は来年度を予定しております。

令和5年度認定計画一覧(6件)

実施地域	主な申請者	計画名
北海道札幌市、 江別市	北海道	北海道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの文化観光推進拠点計画
宮城県石巻市	石巻市	石ノ森萬画館を中核とした石巻中心市街地の文化観光推進拠点計画
神奈川県小田原市	(公財)小田原文化財団	江之浦測候所を中核とした文化観光推進拠点計画
富山県立山町	富山県	立山博物館を中核とした文化観光拠点計画
兵庫県丹波篠山市	丹波篠山市	「陶の郷」を中核とした丹波焼の郷文化観光拠点計画
愛媛県松山市	愛媛県	愛媛県美術館を中核とした文化観光推進拠点計画

【お問い合わせ先】

観光庁 観光地域振興部 観光資源課

担当：遠藤、中臺、大和田

TEL :03-5253-8111(27-802、813、818)

03-5253-8925(直通)

メール：hqt-tagengo@mlit.go.jp